

## 北朝鮮の人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験に対する意見書

北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会が再三にわたり発射の自制を強く求め、国連安保理決議違反にあたる人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験を、平成24年4月13日に強行した。

発射された弾道ミサイルは発射直後にトラブルを起こし弾道ミサイル発射実験は失敗に終わったものの、再び人工衛星と称する弾道ミサイルの発射実験を平成24年12月10日から22日までの間に実施すると発表した。

今回も北朝鮮が人工衛星と称する弾道ミサイル発射方向の軌道下であり、弾道ミサイル落下の危険性のある当市では、市民の生命財産が危険にさらされ、経済的にも大きな損失を被るのは否めない状況にある。

また、前回の弾道ミサイル発射実験の際にも当市議会は、我が国政府に、北朝鮮に対して当市議会の抗議の意思を然るべき外交手段で伝え、関係各国と連携を強化して北朝鮮に再度発射実験を強行させない一層の外交努力を行うよう強く要請したにも係らず、再度弾道ミサイル発射実験が実施される状況にあることに対して、我が国政府の外交努力の無さには極めて遺憾である。

よって、政府におかれては、下記事項について早急に対応するよう強く要請する。

### 記

- 1、北朝鮮に対して当市議会の抗議の意思を然るべき外交手段にて強く伝えること
- 2、関係各国と連携を強化して北朝鮮に再度発射実験を強行させないこと
- 3、緊急時情報提供体制等より一層の充実に万全を期すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月3日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、総務大臣  
消防庁長官、内閣危機管理監